

ルールを守らなければ、「猫」自身も不幸にしてしまいます

猫を飼っている・猫の世話をしている皆さまへ



「庭を猫の糞(ふん)や尿で汚されて迷惑している」「よその猫が家の敷地内で子猫を産んでしまったり困る」「車が猫の爪で傷つけられたりしている」などといった、猫による被害に対する町民の皆さまのお怒りの声が届いています。原因となっているのは、飼い主のいない「野良猫」ばかりではありません。

「猫を飼っている方へ」

あなたの飼い猫が、屋外へ自由に出入りしているとすると、近所の家の庭を糞で汚したり、あなたの気付かない所で子猫が生まれる元になっている可能性があります。このような「迷惑猫」にならないために、次のことを心掛けてください。

▼**室内で飼う** 近所に迷惑をかけるのを防ぐばかりでなく、交通事故や猫同士の喧嘩による感染症も避けられます。外の様子が見える部屋で、高さがある落ち着ける場所を作ってやること等によって室内で生活できるようになります。

▼**去勢・避妊手術をする** 1頭メス猫は、年間に2〜3回発

情し、1年間に20頭以上の子猫を産むこともあります。よその家や公園等で産まれた子猫は、近所迷惑や生活環境問題の原因になります。また、オス猫を外出自由になると、よその飼い猫や野良猫を妊娠させ、多くの子猫が産まれる元にもなります。メス猫もオス猫も手術をしましょう。

▼**首輪を着ける** 首輪に身元の分かる表示を着けましょう。迷子になったときや交通事故、災害時の飼い主確認に役立ちます。

▼**最期まで責任を持つ** 飼い猫の寿命は、15年〜20年です。飼い始めたから生涯愛情を持って飼うことが飼い主の責任です。途中で放棄することなく家族の一員として、最期まで飼いましょ。飼っている動物の飼育を放棄したり、捨てることは犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律で、100万円以下の罰金に処すると規定されています。(平成25年9月1日施行)

「飼い主のいない猫の世話をしている方へ」

あなたがエサを与える等の世話をしている猫が、地域の「迷惑猫」にならないために、次のことを心掛けてください。

▼**置きエサをしない** エサを与えるだけで片付けをしないでそのままにしておくと、悪臭の元や不衛生な状態になるだけでなく、カラスが散らかしたり、よその猫を呼び集めることになってしまいます。エサを与える場所と時間を決めて、エサを食べ終えるまで待ち、その都度必ず片づけましょう。

▼**糞や尿の始末をする** エサ場の近くに砂を入れた箱などを用意して、猫用トイレを設けましょう。よそで糞や尿をさせないようにし、排泄物を適切に処理して周辺の生活環境の保持に心掛けましょう。また、猫の排泄物だけでなく周辺のゴミを片付ける等美化活動にも心配りをしましょう。

▼**避妊去勢手術をする** 猫は、繁殖能力がとて強い動物です。エサを与えるだけでなく、トラブルの原因となる子猫が増えるようにすることも考えてください。

これらのことができない場合は、近所に迷惑が掛かるだけでなく「猫」も不幸にしてしまいます。「かわいそう」「かわいい」というだけでエサを与えるのはや

めましょう。

「去勢・避妊手術費用の助成制度をご利用ください」

猫の去勢・避妊手術の助成事業を行っています。

▼飼う猫

▽飼い主が町内に住所を有し、町内で飼育されていること。

▽補助率 2分の1以内

▽補助金限度額

(去勢手術)1万円

(不妊手術)1万4千円

▼野良猫

▽申請者が町内に住所を有し、町内に生息している猫で、飼い主がいない猫であること。

▽補助率 3分の2以内

▽補助金限度額

(去勢手術)1万4千円

(不妊手術)1万8千円

※申請者に町税等の滞納がある場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。

▼申請時に必要なもの

①印鑑(認印可)

②対象となる猫の写真

▼その他

飼い主のいない猫は、去勢・避妊手術をして元の場所に戻し、再び手術されないよう、目印としてオスは右耳、メスは左耳の先端を1センチ程度V字状にカットします。手術中にカットするので、特別な苦痛は伴いません。



エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局を担当。5代目「緑のふるさと協力隊」として活躍。愛媛県出身。
かんとぅ み き
神東 美希さん

地域コーディネーター 神東美希の

エコツアー日記

シーズン2

川根本町の魅力をPRする
エコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとぅ み き 神東美希 ☎(58)7077

「地域コーディネーター」という誰が呼んだか分からない肩書きで仕事をしている私ですが、よく「どんなことをしているの?」と聞かれ、返答に困ってしまいます。

エコツアー事務局は商工観光課内にあり、観光にまつわる仕事だと言えますが、時にお茶関係(産業課)、またある時は地域づくり構想(企画課)の会議に呼ばれたり…いい意味で行政の縦割りを無視した活動をさせていただいています。「地域コーディネーター」を名乗る以上、地域にまつわるすべてのことが仕事だと言われれば断れませんもの。

エコツアー事務局の仕事は、プログラムの実施と組織の運営に関わることの二つが主です。プログラムの流れとしては、企画→広報→準備→実施→報告。中でも

事務局の一番の仕事が広報、つまりは“人集め”です。エコツアーのプログラムの場合、定員は多くて20名ほど。このたったの20名を集めるのに、毎回どれほど苦戦していることが!

広報に関して心がけていることは2つあります。一つはブログやFacebookでの情報発信をマメにすること。プログラムの告知やレポートももちろんですが、本町にまつわる多ジャンルの情報を伝えるようにしています。

もう一つは、他団体主催のイベントに積極的に参加すること。人に来てもらいたかったら、まずは自分が行かなくては! 私自身が集客の大変さを痛感しているからこそです。他地域に出て行って、本町やエコツアーの名前をちゃっかり宣伝することも忘れません。

しかし、何よりの広報は、目の前のお客様を大切にすることではないでしょうか。心のこもった“おもてなし”をすれば、お客様が新たなお客様を呼んで来てくださいます。口コミこそが最大の広報手段なのです。

川根本町エコツアーの主役は私ではなく、あくまでもお客様と運営側の会員さん。両者に気持ちよくプログラムに携わってもらえるよう、縁の下の力持ちとしてサポートするのが私の役目かなと思う今日この頃です。



8月下旬、会員有志で普通救命講習を受講しました。

“川根のみきてい”が綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに! <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

10月21日(月)から27日(日)は行政相談週間です
ご存知ですか? 行政相談委員



渡邊妙子さん(八中)
☎(56)0736

町の行政相談委員
本町では、2名の相談委員が皆さんの相談をお受けしています。

皆さんの身近な相談相手です
年金、河川の管理、雇用、道路、電波・通信など、国の仕事やその手続き、サービスについて、「困っていることがあ」「こうしてほしい」「どこに相談したらいいかわからない」ということはありませんか。
このような行政に関する住民の皆さんの苦情や要望、問い合わせなどを聞き、解決を図るのが「行政相談」であり、身近な窓口となるのが「行政相談委員」です。
行政相談委員は、総務大臣が特別にお願いした民間の有識者(ボランティア)の方です。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

【問】静岡行政評価事務所
〒420-0853
静岡市葵区追手町9-50
(静岡地方合同庁舎)
電話 054(254)1100
FAX 054(254)6513
【ナビダイヤル】
0570-090110
【メール】
110shizuoka@soumu.go.jp

10月・11月の定例相談日
▼町文化会館(小長井)
10月9日(水)午前9時から11時30分
▼生活改善センター(高郷)
11月20日(水)午前9時から11時30分



森紀代志さん(寺馬)
☎(59)2428

☆本川根地区の行政相談委員として活動して下さった佐藤京子さん(上岸)は、昨年度をもって退任され、本年度からは新たに森紀代志さん(寺馬)が委嘱されました。佐藤さん、ご尽力ありがとうございました。